

平成26年(ヨ)第31号大飯原発3, 4号機及び高浜原発3, 4号機運転差止仮処分
命令申立事件

決 定 要 旨

1 事案の概要

本件は、債務者(関西電力株式会社)の設置する大飯発電所3号機及び4号機(以下「本件原発」という。)から250km圏内に居住する債権者らが、債務者に対し、人格権に基づく妨害予防請求として、本件原発の運転(再稼働)の差止めを命じる仮処分を申し立てた事案であるところ、本決定は、本件申立てには保全の必要性が認められないとして、これをいずれも却下するものである。

2 理由の要旨

現在停止中の原子炉について再稼働の差止めに係る保全の必要性が認められるには、再稼働が差し迫っているという事情が疎明されなければならない。少なくとも原子力規制委員会が設置変更許可(原子炉規制法43条の3の8第1項)をするより前の段階では、再稼働が差し迫っているとはいえないところ、本件原発については、設置変更許可に係る審査も含めて、原子力規制委員会による審査がまだ継続中であり、他に急迫の危険を避けるため直ちに本件原発の再稼働の差止めを認めるべき特段の事情も認められない。

したがって、本件申立てには保全の必要性が認められないから、その余の点について判断するまでもなく理由がない。なお、本件申立てがされてから既に1年以上が経過していること、本件原発については1年半以上前に当裁判所で運転差止めを認める判決が言い渡されていること(現在、名古屋高等裁判所金沢支部において審理されている。なお、同判決の原告らと本件申立ての債権者らは異なる。)を踏まえれば、現時点で本件申立てについて決定をするのが相当である。

以 上